

養父市農業委員会

第2回会議録

令和7年11月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第2回会議録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

4. 出席農業委員（12名）

1番 木下計介	2番 珍坂聡	3番 谷村昭雄	4番 秋山博
5番 米田渡	6番 坂本光	8番 足立一雄	
9番 宇佐見孝一	10番 谷垣重俊	11番 村上隆司	12番 和田道直
13番 田村和樹			

5. 欠席農業委員（1名）

7番 濱田房子

6. 出席推進委員（11名）

14番 長村賢一	16番 荒木奈見	17番 安田正博	18番 生田和雄
19番 圓山満	20番 山根達夫	21番 栗田匡晃	22番 齋藤隆之
23番 小林誠	24番 山本尚義	25番 上垣美由紀	

7. 欠席推進委員（1名）

15番 井上浩一

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

秋山会長： どうも皆さん、こんにちは。第2回の総会ということで、皆さん参集いただきまして、本当にありがとうございます。午前中は雨の降る寒い中での現場確認ということで、大変寒い思いをしていただきまして、御苦労さまでした。

第2回の総会ということで、新委員さんに関しましては、今回が実質的なスタートになるわけでございます。今、局長のほうから説明がありましたように、17日には非農地の判断、それから進め方等々、直接現地で研修をしていただきました。そういうことで、総会当日の午前の動きがこれで周知していただけたのかなと思ったりしておりますので、十分それを覚えていただきまして、進めていただきたいなと思っております。

これもそうですけれど、4条、5条も、また、この転用に関しましても、随時、議案が出たときの状況を見まして、また研修を行うように、先ほども局長が言っていましたとおりに行っていきたいなということで、新任委員さんにはできるだけ参加をしていただきまして、早く覚えていただくようにしていただけたらありがたいなと思っております。

また、本日の協議事項につきましては、それこそ、農地最適化委員さんの専門部門の選任とか、それから、地域部会の選任とかというのがあります。総会以外にちょっとばたばたとしますけれども、また、その辺をよろしく願いしたいなと思っております。

そして、その後、全体協議終了後には、新任委員の研修をまた今日も予定しております。多少時間が過ぎるので、大変皆さんお忙しいのに申し訳ないんですけども、貴重な時間ですけれども、研修のほう、十分やっていただいて、良い勉強をお願いしたいなと思っております。

取りあえず挨拶とさせていただきます。以上です。

事務局： それでは、初めに、会議の成立を報告いたします。本日出席は、農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。

農地利用最適化推進委員は11名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されております。

秋山会長、お願いいたします。

議長： それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定によりまして、議事録署

名委員を指名いたします。本日は、3番の谷村農業委員と5番の米田農業委員にお願いをいたします。

まず、議事に入る前に、農地利用最適化推進委員の総会議席の指定について、会議規則第8条2項に、農地利用最適化推進委員の議席は、会長が定めるとありますが、今回は最初から決めるのではなく、農業委員と同じ方法で決めさせていただきたいと思いますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局：現在、農地利用最適化推進委員の皆さんには、便宜上、行政順に座っていただいておりますが、会長から指示がありましたように、農業委員と同様の方法で議席を抽選で決定をしております。くじの方法としましては、今の座席のままで順番にくじを引いてもらい、議席番号を決定したいと思います。

なお、今日、井上さんが今のところ欠席となっておりますので、井上さんを最後にしまして、一番最後の残りくじということになりますので、いらっしゃるかもしれませんが、11名はくじを引いていただくことができますので、このままでも問題はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長：事務局の説明が終わりました。

議席の抽選方法は今説明があった方法で、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長：それでは、くじで行いたいと思いますので、くじの準備をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、ただいまより農地利用最適化推進委員の席へ抽選箱を持って回りますので、抽選されましたら、お名前と番号を報告してください。

議長：抽選が終わるまで、取りあえず暫時休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(暫 時 休 憩)

議長：それでは、再開いたします。

事務局より、確定した議席を発表させていただきます。

事務局：もう前にも書いておりますが、読み上げます。14番、長村委員、15番、井上委員、16番、荒木委員、17番、安田委員、18番、生田委員、19番、圓山委員、20番、山根委員、21番、栗田委員、22番、齋藤委員、23番、小林委員、24番、

山本委員、25番、上垣委員、以上になります。

議長： それでは、農業委員以外の皆さんは、ただいま発表されました議席に移動をお願いいたします。

移動が終わるまで、暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

議長： それでは、議事に入ります。議案第5号、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議事に入る前に、まず、農用地利用集積等促進計画案に関する意見とはどういったものかという説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くと法律で定められていることから、農地中間管理事業、いわゆる農地バンクを通した農地の貸し借りの設定をする際には、あらかじめ議案として農業委員会で審議する必要があります。

審議する内容といたしましては、総会の資料を見ていただくと、2ページ以降に、横向きの表がずらずらとございますが、こちらの主には半分より右側の貸借権の設定を受ける者（耕作者）、こちらが中間管理機構から農地を借りて実際に耕作される方ですので、耕作される方に問題と言ったらあれですけども、ここの内容に疑義がないかどうか、そういった点を主に審議していただければと思ってございます。

それでは、まず、説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてです。公告は令和8年1月15日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が50,613平方メートル、69筆、畑が2,759平方メートル、5筆、合計で53,372平方メートル、74筆です。設定をする戸数は44戸、設定を受ける戸数は24戸となっています。

次に、2番、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権が74筆、53,372平方メートル、そのうち新規設定が74筆、53,372平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年です。

詳細については、次ページ以降に記載しております。

農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受け、耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和18年

3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

安田委員： すみません、4ページの2番目、設定者と耕作者が同じ名前になつるのは
どういうことなんでしょうか。

事務局： こちらは自分返しといいまして、農地所有者の方が中間管理機構に農地を貸
し出して自分で耕作する、その設定をしているものなので、貸し出す者と借り
受ける者は同じ名前になっております。

安田委員： そのことについて、何か利点とか意味があるんでしょうか。

事務局： こちらは、一番左の大字を見ていただきますと、船谷となっております。こ
ちら、船谷の集落で、この農地中間管理事業を通した貸し借りを設定すること
によって、地域集積協力金という国のそういった事業がございまして、その事
業に地域で取り組む中で、自分返しの設定も一つされているというようなこと
になりますので、御理解いただけたらと思います。

安田委員： 分かりました。

議長： その他ございませんか。
山根推進委員。

山根委員： 17ページの大屋の方ですけど、ゼロゼロ、全部なんですけど、これ、大丈夫
なんですか。今まで経営、これには書いてないですが、耕作は。

事務局： この17ページの耕作者で上がっている方、ゼロゼロゼロとなっておりますが、
次の18ページの1行目の分まで、合計4筆ですが、これを全て利用権設定でこ
れまで設定していたものを、今回、合意解約をした後に、新たに中間管理の設
定の方法を直している分でございますので、実際にはもう既に耕作している形
になりますが、この経営面積という、表記上、ゼロになっておりますが、実際
には既に耕作しているものを新たに設定するものですので、左の所有者の方の
面積がそのまま、実際に耕作される方の経営面積ということで見ていただけた
らと思います。

山根委員： これ、何で経営面積のところにそれが書かれへんわけ……。

事務局：こちら、農地政策課のほう、農業委員会のほうで管理しているシステム上、権利の設定がされたら、ここ、ゼロゼロではなくて、上のページのように面積が出るんですが、一度合意解約をしておりますので、ゼロという形、これ以外に作っているところがないですので、ゼロという形になってしまいます。

山根委員：だけど、この時点で契約しとるんやろ。

事務局：もう一度合意解約しています。

山根委員：解約やけど、いや、今度、これで設定になつとるやんか。

事務局：はい。今回、新たに設定するという形になります。

山根委員：その時点では、もうこれ、経営面積は入れへんのか。

事務局：まだ、この2か月後、令和8年1月15日に公告が完了しましたら、このシステムの処理を進めた後に、面積が反映されるという形になっております。

山根委員：いや、だけど、これ、そうかもしれんけども、これだったら、我々が見たときに、この人、ぎょうさんやつとるやろうけども、何かちょっと素人に見えるわけや。それで総会の議題に出されたら、やっぱりこういった質問もしたくなるし。だから、備考欄でもあるんやから、備考欄に、また、そこを利用して、何かそういう形のもんを書けんかなと思ってや。

小林委員：前にも言ったんだけど、営農計画書と一緒に、もう少し連動したような方法にはならんの。課が違うからというんじゃないくて、営農計画書と一緒になつたら、大体こういう問題が起きてくらへん、ちゃうんかな。

山根委員：縦割りの。

小林委員：いや、縦割りにしたらあかんという意味じゃないです、国の方針も縦割りはやっていこうということで。

事務局：すみません、失礼します。事務局の福垣です。2点ありまして、先ほど城戸が説明したとおり、一度解約を挟んでいるので、台帳上、あくまでもゼロになってしまうんですが、解約も含めて事務局で把握しておりますので、今後は分かりやすいように、そういった場合は、経営面積に加えて、ゼロにならないよ

うにさせていただこうと思います。これが1点。

2点目、営農計画書による実態把握というところになりますが、営農計画書は、あくまでも農林振興課に出すもので、法律上、何も権利はないです。なので、農業委員会が管理しているこれは、例えば経営基盤法に基づくものであったり、農地法に基づくもので、法律上の権利が発生する使用貸借であったり、賃貸借をカウントしていますので、縦割り、横割りではなくて、そもそも権利の種類が違うといったものです。

営農計画書はあくまでも提出はしていますが、法律上は闇小作と同じ扱いになりますので、それを農業委員会が管理する台帳にカウントしてしまうと、手続きがしている方としていない方で不明確になってしまうので、あくまでも法律上の手続をしていただいた方がこの農地台帳にカウントされると、で、それに基づく経営面積が上がってくるというふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： 営農計画書につきましての補足をさせていただきますけども、農林振興課で管理しております営農計画書は、あくまでも水田だけになっておりますので、我々が管理しております農地基本台帳は、田畑両方をしっかりと、全て記載がされることになっております。ですので、そういう畑地がない状態のものを参考にするというのはちょっと具合が悪いかなという考えでおります。

議長： それでは、ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第5号を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議事に入る前に、非農地証明の説明をさせていただきます。
非農地証明とは、登記簿上の地目は農地、田、畑であっても、現状が農地ではない土地が一定の要件を満たしている場合に、農業委員会がその旨を証明する制度でございます。この証明書をもって、法務局のほうで地目変更の登記手

続ができるようになっております。こちらは、法令で定められたものではなく、養父市農業委員会農地法事務取扱要綱に定められた農業委員会の事務となります。

一定の要件というのが、まず、非農地となってから20年以上経過しているというのが1点目、また、2点目は、農地への復元が不可能、または著しく困難であるという状況、3点目が、農業振興地域農地は対象外ということで、農用地区域というものに定められている農地は、原則として非農地証明の対象にはなりません。これらをもって非農地証明の判断、非農地の判断をしていくことになります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。20ページを御覧ください。議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、養父市八鹿町浅間の土地1筆で、面積が780平方メートルです。所有者は尼崎市の方、宝塚市の方、神戸市の方、川西市の方の4名で、非農地の事由としましては、20年以上前から山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは22ページから29ページとなっております。

2番、養父市八鹿町宿南の土地1筆で、面積が208平方メートルです。所有者は宿南の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは30ページから35ページとなっております。

3番、養父市出合の土地4筆で、合計面積が525平方メートルです。所有者は京都府長岡京市の方で、非農地の事由としましては、約50年以上前から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは36ページから40ページとなっております。

4番、養父市上野の土地2筆で、合計面積が149平方メートルです。所有者は赤穂市の方で、非農地の事由としましては、昭和51年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは41ページから45ページとなっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町浅間の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、木下農業委員。

木下委員：失礼いたします。まず、先ほどありましたように、22ページをお開きください。22ページが今言われた土地の所在地の、いわゆる概念というんですか、大ざっぱに見たとこの地図であります。そして、右側にその実質の土地の面積に応じたものを赤いもので囲っております。ですから、ここにありますように、伊佐の浅間から出石に行く道の途中、ほとんど出石に近いほうなんですけれど

も、その、こちらからいけば左側の山の斜面に位置する土地のことです。

そして、1枚送っていただきましたら、現地の見取図と、それから写真が載っております。25ページの写真につきましては、見たら、何だいこれはっていうような写真でございます。木がぼうぼうと茂って、とても耕地というんですか、畑として見れるようなところではありません。雑木が生えて茂っております。ただ、ここ、こういうんで、草が生えてますんで分かりませんが、ここに石垣が積んでありまして、実際に恐らく畑だったんだろうなということは今でも分かりますけれども、今残ってる現状というのは、その石垣だけが残ってるような現状であります。

そういった意味で、その次の26ページには、始末書ということに書いておられますけれども、4名の方の所有者ですので、4名の方それぞれ載っておりますけれども、内容としまして、読んでいただいたとおりでございます。20年以上放置して、もう耕作という土地ではございませんので、ぜひとも、もうこれを耕作地から外したいということでここに上がってきておりますので、皆さんの御理解と御指導をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

2番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 2番、珍坂です。今朝ほどから現地へ行ってきました。現地、25ページの写真のとおりで、今、木下委員も言われたように、はっきり境界も分からないような、本当に原野となっているので、非農地でぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

22番、齋藤推進委員。

齋藤委員： 22番、齋藤です。先ほど木下委員、珍坂委員が言われたとおりで、もう田んぼとしての機能は全くないところで、非農地だと思います。以上です。

議長： 説明は終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第6号の1番を採決いたします。

本案を原案どおり決すること賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の宿南の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。聞きづらい説明で申し訳ないですけども、もう少し時間をいただきたいと思います。

ページ数につきましては、30ページから35ページということになります。これは、宿南の家の建っている集落の真ん中にあるような土地でして、33ページを開いていただいたら、その現状の写真が載っております。集落がありますけど真ん中に、家に三方を囲まれた畑地のようなものが、今、雑草を抱えてありますけれども、その土地が該当になっておりまして、まず、入るところ、その畑に入ること自体もなかなか難しいような状況の土地でございます。

34ページを見ていただきましたら、写真のほうがよく分かるのでこうして説明するんですけども、もう本当に雑草が生えて、そしてまた、左のほうに青いブルーシートで囲ってありますけれども、これは、木が恐らく高々と伸びとったと思うんですけども、それを伐採して、その根っこが残っている状況のものが写っております。こういったものが2か所ほどございまして、とても畑に戻すような、そしてまた、耕作できるような土地ではございません。で、中に入ってみますと、中には石が混ざっておりまして、とても先ほど言ったような耕作できるような土地ではございません。

ただ、面積的には結構広いんで、できればと思うんですけども、なかなかその作る方も、もう今お亡くなりになりまして、奥さん1人がここを管理されているということで、奥さん自体も、最後のほうに来られましたけども、よう管理もせんだというようなことをちょこっとお話を聞いたような状況であります。

そういった意味で、ここの耕作する方、それから、土地の条件等々を考えますと、これも仕方がない、非農地で許可しないといけないなというふうに思わざるを得ないような状況ですので、皆さんの御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

そして、そのありさまが書いてあるのが、35ページに始末書として書いておりますので、そこを読んでいただいて、上のほうにもありますけれども、登記上は田であります、約30年以上にわたり稲作等の耕作もしていないというようなことで現状が書いてありますので、重ねて御理解のほうよろしく願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、谷村農業委員。

谷村委員： 谷村です。木下農業委員さんから御説明があったとおりでありますが、補足しますと、34ページに、ここに立ってた木の切り株があります。かなり大きな木で、これを抜根するには重機が必要なことになりそうなので、費用もかかりますし、願い出どおり、非農地になるように、御審議よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、齋藤推進委員。

齋藤委員： 22番、齋藤です。先ほど木下委員、谷村委員が言われたように、もう田んぼとしての機能はなく、現地のだ真ん中に1メートルぐらいな大きな木株があって、先ほど言われたように、大きな重機を持ってきて掘り起こさなければ元に戻らないような状態でした。やむを得ないと思います。以上です。

議長： 説明は終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第6号の2番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号3番の出合の件について、担当農業委員より説明を求めます。
5番、米田農業委員。

米田委員： 失礼します。5番委員の米田です。番号3ということで、36ページから40ページにかけて資料が添付されております。

まず、36ページを見ていただけたら結構なんですけど、関宮から大久保方面に県道が走っております。一応これは、県道でも主要地方道ということの幹線県道になっておりますけど、そこから市道であります鵜縄線という路線が走っております、その鵜縄線の路線沿いの赤丸をしてあるところが現地の場所で

す。

37ページで、番地ごとの赤枠で囲っておりますけど、これは、市道が入ったときに、分筆をされて分割されております。元はこれ、一体化した2つの田んぼだったんですけど、分割されてこういう形になっておるということで見ていただけたらと思います。

続きまして、39ページを見ていただければ、写真が出ておるんですけど、実は、この土地もこういうふうに原野化しとるんですけど、元は、昭和40年代にブロイラーの鶏舎を建てておられまして、昭和40年代というのが但馬のブロイラー産業が非常に盛んな地域でした。その後、50年代になったら、もうなかなかそれが廃れてしまって、ブロイラーをやめられて、その後、鶏舎そのものは取ってしまとるんですけど、土地の底地にはコンクリート、生コンを打っておられたような状況があります。

そして、その取られた後に市道が走ったということになっておりまして。現況だけ見ると分かりにくいんですけど、一部は土間のコンクリートが打ったところが現地でも見れましたし、以前から、農地ではあったんですけど、鶏舎用地というようなこともあって、農業施設用地ということで、転用といいますか、宅地化されてしまった土地だと思うんです。

始末書のほうも次についておりますけど、もう既に50年近くこういうふうな状況が続いとるということで、市道沿いの便利な土地ではあるんですけど、現況から見て、非農地として承認いただけたら妥当ではなかろうかと思っております。以上です。

議長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。

2番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 2番、珍坂です。ただいま農業委員さんの説明があったとおりで、非農地で妥当だと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、長村推進委員。

長村委員： 失礼します。14番の長村です。先ほどの米田農業委員、それから、珍坂委員が報告されました、そのとおりでございますので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第6号の3番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の上野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、谷村農業委員。

谷村委員： 谷村です。よろしくお願いします。41ページを御覧ください。所在地の地図になります。ここ、地域局から上野のほうに向かって、上野区に入ってすぐのところですよ。

42ページを御覧ください。その農地の字限図と航空写真になります。2筆ありまして、住宅に隣接した農地となっていたようです。現状では、この農地は、奥はコンクリート舗装がしてあったりとか、採石が敷き詰めてあり、多分奥に倉庫と車庫があるんですけども、そこの通路として利用されてたように思います。願い出人は、赤穂市の方で、こちらに住まわれてないような状況ですし、管理もできないようなことです。

44ページを御覧ください。農地の詳しい写真になりますが、道路から見た地図となっております。下の写真にはコンクリート舗装もちょっと見えているような状態になります。始末書もありますし、50年前からこのような状態やったということなので、致し方がないかなと思いますので、御審議よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
1番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど谷村委員が説明されたとおりでして、現状としては、写真の44ページのところを見ていただいたら分かるんですけども、道に近いのが上の写真で、その写真の奥側を撮ったのが下の写真になります。ですから、2つの写真を合成というんですか、組み合わせて1つの土地になるわけなんですけれども、もうこちらには、既に住んでおられないというのが、隣に家があるんですけども、そこにはもう住んでおられるような状況ではありませんでした。そういった意味で、このまま放っておけば、本当に放棄地として残ってしまいますので、ぜひとも御理解いただきまして、申請を通していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、圓山推進委員。

圓山委員： 19番、圓山です。よろしくお願いします。先ほど説明がありましたとおり、間違いありません。審議のほうよろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第6号の4番を採決いたします。
本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 農地の使用貸借の解約通知の説明をまずさせていただきます。
こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の使用貸借の利用権設定がされているもの、こちらを期間満了を待たずして解約する場合に、農業委員会に届け出るものでございます。この利用権設定は令和7年3月末で廃止されましたが、それまでに設定された利用権の期間は有効となっております。ですので、新たな利用権設定というものは今後はないんですけども、このように解約というのは、期間満了を待たずとも合意解約は随時出てきますので、事務局で受理したものにつきましては、この総会の場で報告案件として報告させていただいております。

それでは、説明させていただきます。46ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてです。

1番、大屋町糸原の土地2筆、合計面積は3,141平方メートルです。貸人は、埼玉県中央区の方、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

2番、尾崎の土地1筆、面積は1,314平方メートルです。貸人は関宮の方、借人は三宅の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同

日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作します。

3番、八鹿町米里の土地2筆、合計面積は3,746平方メートルです。貸人は八鹿町米里の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作します。

4番、大谷の土地1筆、面積は540平方メートルです。貸人は大谷の方、借人は尼崎市の株式会社です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

5番、大谷の土地1筆、面積は740平方メートルです。貸人は大谷の方、借人は尼崎市の株式会社です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

6番、大谷の土地1筆、面積は452平方メートルです。貸人は大谷の方、借人は尼崎市の株式会社です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

7番、大谷の土地2筆、合計面積は612平方メートルです。貸人は大谷の方、借人は尼崎市の株式会社です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

8番、小城の土地2筆、合計面積は3,897平方メートルです。貸人は神戸市西区の方、借人は八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和7年11月6日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作します。

9番、船谷の土地3筆、合計面積は1,020平方メートルです。貸人は船谷の方、借人も船谷の方です。合意解約年月日は平成11年2月22日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局：まず、説明に入ります前に、こちら、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知の説明をさせていただきます。

先ほどの使用貸借とは異なり、農地の貸し借りに賃料が発生しているものになります。こちらでも期間満了を待たずして解約する場合には、農業委員会に届け出るものとなっております。事務局で受理したものを、この総会の場で報告案件として報告させていただいております。

それでは、48ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

1番、尾崎の土地1筆、面積は1,416平方メートルです。貸人は大屋町大屋市場の方、借人は関宮の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

2番、八鹿町高柳の土地1筆、面積は433平方メートルです。貸人は豊岡市の方、借人は八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作をします。

3番、船谷の土地4筆、合計面積は3,219平方メートルです。貸人は大阪府豊中市の方、借人は朝来市の方です。合意解約年月日は令和7年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

事務局：すみません、1点補足させていただきます。2番の別の方が耕作というところも、こちら、農地法3条が今後予定されているので、補足しておきます。以上です。

議長：質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局：説明に入る前に、農地法第3条の規定による許可申請について説明をさせて

いただきます。

農地法3条とは、農地を耕作する目的で売買、貸借するときに、農業委員会から許可を得るものです。ですが養父市は、国家戦略特区法の特例により、こちらの農地法3条の事務は市長部局が行うこととなっておりますので、事前に許可したものを総会では報告しております。

それでは、ページ49を御覧ください。報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、関宮の土地1筆、面積が1,200平方メートルです。譲受人は奥米地の方、譲渡人は神戸市の方です。使用貸借権を設定しています。申請日が10月10日、許可日が10月24日となっています。

2番、尾崎の土地1筆、面積が876平方メートルです。譲受人は奥米地の方、譲渡人は神戸市の方です。使用貸借権を設定しています。申請日が10月29日、許可日が11月7日となっています。

3番、尾崎の土地1筆、面積が1,314平方メートルです。譲受人は奥米地の方、譲渡人は神奈川県横浜市の方です。使用貸借権を設定しています。申請日が10月29日、許可日が11月7日となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 秋山 博

署名委員 米田 渡

署名委員 谷村 昭雄